

# 特定非営利活動法人ホリスティック空間ぐらっぽろ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ホリスティック空間ぐらっぽろという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国内に居住する地域住民に対して、心身の健康を暮らしの中で整えていく事業を行い、人々が健康を通して暮らし・社会・文化を豊かにすることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 文化・芸術のある暮らしを提供する事業
- (2) 自然観察・教育・保全に関する事業
- (3) 心身の健康増進に関する事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 5人以下
- (2) 監事 1人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 総会は、双方向で適宜意見表明ができるテレビ会議システム等での開催も可能とする。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 理事会は、双方向で適宜意見表明ができるテレビ会議システム等での開催も可能とする。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金、役員からの借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。  
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。  
3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	船津 仁美
副理事長	有泉 登美子
理事	塚田 裕美
監事	古屋 嘉祥
- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金は徴収しない

年会費

正会員	個人	5,000円	団体	50,000円
賛助会員	個人	1口	3,000円	(1口以上)
	団体	1口	30,000円	(1口以上)

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

フリガナ	ホリスティックスペースグラッポロ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ホリスティック空間ぐらっぽろ

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	フナツ ヒトミ 船津 仁美	[Redacted]	無	理事長
理事	ツカダ ヒロミ 塚田 裕美		無	
理事	アライズミ トミコ 有泉 登美子		無	副理事長
監事	フルヤ カシヨウ 古屋 嘉祥		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。



## 設 立 趣 旨 書

人々の健康への関心は、世代や年齢を問わず普遍的なものです。近代の日本は、医療や社会福祉の著しい進化や改善により、たとえ病気や怪我をしても、十分な治療や休息を受けやすく、健康で文化的な生活の営みを継続できる体制が整っている社会だと思えます。

しかし、個々に寄り添って健康状態を顧みると、精神や肉体の疲労・痛み・バランスの崩れ等の症状を自覚しつつも、原因や改善の方法が分からない、あるいはそれにすら気が付かない、という状態の方が多く存在され、かつそれを多くの方が「普通」と捉えている事も実感する昨今です。

健康状態の低下は、「個人の問題であり、個々で対処したり我慢すればいい」と思っても、心身のバランスの崩れは社会生活へ悪影響を与える行動を併発し、不健康な社会の循環をもたらすのではないのでしょうか？そのような兆候に至る所で見聞きする現代の問題は大きいと考えております。

予防医学的な考えは以前より広がり、地域医療の発展は素晴らしいものですが、健康で幸せな心身の状態を増進し維持するのに最も適しているのは、自ら主体となる家庭・地域社会ではないかと考え、以下のようなヴィジョンを展開致しました。

- ① 日々の暮らしそのものが健康的である事が、最大の予防医学であり、誰でも簡単に出来るという事も重要である。昔から行われていた事、生まれながらに自然に行っていた事にこそ見出される「健康を保つ智慧」を再発見し学び合う。
- ② 人は社会的な生き物と呼ばれているように、良質な人間関係の形成と維持は、個々の心身の健康に大きく貢献すると考える。芸術が持っている力を生かし、各々の才能を引き出し、豊かな人間関係の貢献に役立たせる。
- ③ 健やかな自然環境の上で成り立つ私たちの健康という観点から、自然保護や持続可能な未来の精神を育む輪が広がる。

私たちは、心身の健康を保ち増進することを、日々の暮らしの中に組み込み、健やかな暮らしと社会の実現を目指します。

ホリスティック空間（スペース）ぐらっぼろは、これまで個人の事業として、ホリスティックな暮らし（全体・つながり・バランスを意識した暮らし方）による、「家庭やグループで行う健康の為の学びと実践」をサポートする為の以下の事業を行ってきました。

- ・ 身体にアプローチするボディワークの教室
- ・ 自然の恵みの仕組みを知り、衣食住を通して、日常生活に取り入れる為の学びの講座
- ・ 心身の健康を保ち増進するために役に立つ為の「お話し会」や「音楽演奏会」

## 令和 6 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人ホリスティック空間ぐらっぽろ

### 1 事業活動方針

事業の 3 つの柱である舞台芸術・自然・心身の健康を並行して展開していく。また、特定非営利活動法人として地域の協力者、関係者への周知を広め、支援者を募っていききたい。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 文化・芸術のある暮らしを提供する事業

###### ア シアターエデュケーション事業（ゆめ基金助成を一部使用する）

- ・内 容 俳優である本田けい氏、船津祐太氏による芸術教育ワークショップ
- ・日 時 令和 6 年 7 月より体験会、9 月より毎月の開催
- ・場 所 当法人本部スタジオ
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 児童（小中高）子育て世代、高齢者等の地域住民の者 30 人
- ・支出見込額 974,000 円

###### イ 芸術祭事業

- ・内 容 ぐらっぽろの芸術事業を中心とした”祭”イベントの開催
- ・日 時 令和 6 年 8 月・10 月・2 月の 3 回
- ・場 所 当法人本部スタジオ
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 子育て中世代、高齢者、前者に関わらず地域住民の者 90 人
- ・支出見込額 340,000 円

##### ② 自然観察・教育・保全に関する事業

###### ウ 自然観察ツアー事業

- ・内 容 日本野鳥の会元参与安西氏による自然観察ツアー。  
高齢者や心身に障がいのある方とそのご家族も参加しやすい形で  
自然を楽しめる配慮を行いながらのツアーを企画。
- ・日 時 令和 6 年 9 月以降予定。
- ・場 所 八ヶ岳
- ・従事者人員 7 人
- ・受益対象者 高齢者、障がいのある方等 20 人
- ・支出見込額 1,038,000 円

###### エ 自然観察シンポジウム（ゆめ基金助成事業）

- ・内 容 日本野鳥の会元参与安西氏による自然観察講座を開催。  
子どもたちへ自然観察や自然に親しむ講座を伝えたい成人向けに  
自然観察の指導方法などを伝える講座を開催。
- ・日 時 令和 6 年 6 月。
- ・場 所 八ヶ岳
- ・従事者人員 7 人
- ・受益対象者 子どもを対象としたクラスを持ちたい成人 50 人
- ・支出見込額 488,000 円

## 令和 7 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人ホリスティック空間ぐらっぽろ

### 1 事業活動方針

事業の 3 つの柱である舞台芸術・自然・心身の健康を並行して引き続き展開していく。継続した講座展開とともに、集大成的な位置づけである祭事業は規模を大きくして開催していきたい。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 文化・芸術のある暮らしを提供する事業

###### ア シアターエデュケーション事業（ゆめ基金助成事業）

- ・内 容 俳優である本田けい氏、船津裕太氏による芸術教育ワークショップ
- ・日 時 令和 7 年 4 月より毎月開催
- ・場 所 当法人本部スタジオ
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 子育て中世代、高齢者、前者に関わらず地域住民の者 30 人
- ・支出見込額 974, 000 円

###### イ 芸術祭事業

- ・内 容 ぐらっぽろの芸術事業を中心とした”祭”イベントの開催
- ・日 時 令和 7 年 10 月
- ・場 所 当法人本部スタジオ
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 子育て中世代、高齢者、前者に関わらず地域住民の者 30 人
- ・支出見込額 1, 100, 000 円

##### ② 自然観察・教育・保全に関する事業

###### ウ 自然観察ツアー事業

- ・内 容 日本野鳥の会元参与安西氏による自然観察ツアー。  
高齢者や心身に障がいのある方とそのご家族を対象に、  
遠方・自然の中に出向いて、自然を楽しめる配慮を行いながらのツアーを企画。
- ・日 時 令和 7 年 6 月予定。
- ・場 所 八ヶ岳
- ・従事者人員 7 人
- ・受益対象者 子育て中世代、高齢者、広く自然に関心のある国内居住の者 20 人
- ・支出見込額 1, 038, 000 円

###### エ 自然観察シンポジウム（ゆめ基金助成事業）

- ・内 容 日本野鳥の会元参与安西氏による自然観察講座を開催。  
子どもたちへ自然観察や自然に親しむ講座を伝えたい成人向けに  
自然観察の指導方法などを伝える講座を開催。
- ・日 時 令和 7 年 6 月。
- ・場 所 八ヶ岳
- ・従事者人員 7 人
- ・受益対象者 子どもを対象としたクラスを持ちたい成人 50 人
- ・支出見込額 488, 000 円

## 活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ホリスティック空間ぐらっぽろ

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		155,000
正会員受取会費	65,000	
賛助会員受取会費	90,000	
2. 受取寄附金		300,000
受取寄附金	300,000	
3. 受取助成金等		1,816,000
受取民間助成金	1,816,000	
4. 事業収益		2,865,000
舞台芸術を暮らしの中で享受する事業収益	420,000	
自然観察・教育・保全に関する事業収益	1,945,000	
心身の健康増進に関する事業収益	500,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		5,136,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
講座講師料	975,000	
講座運営スタッフ謝金	880,000	
人件費計	1,855,000	
(2) その他経費		
会議費	64,000	
旅費交通費	582,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
賃借料	445,000	
広告宣伝費	430,000	
その他経費計	1,521,000	
事業費計		3,376,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	64,000	
旅費交通費	30,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	94,000	

管理費計	94,000	
經常費用計		3,470,000
当期經常增減額		1,666,000
III 經常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
經常外収益計		0
IV 經常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
經常外費用計		0
当期正味財産増減額		1,666,000
前期繰越正味財産額		
次期繰越正味財産額		1,666,000

## 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ホリスティック空間ぐらっぼろ

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		365,000
正会員受取会費	65,000	
賛助会員受取会費	300,000	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	500,000	500,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	2,700,000	2,700,000
4. 事業収益		2,965,000
舞台芸術を暮らしの中で享受する事業収益	520,000	
自然観察・教育・保全に関する事業収益	1,945,000	
心身の健康増進に関する事業収益	500,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		6,530,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
講座講師料	1,125,000	
講座運営スタッフ謝金	1,180,000	
人件費計	2,305,000	
(2) その他経費		
会議費	64,000	
旅費交通費	582,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
賃借料	715,000	
広告宣伝費	470,000	
支払利息	0	
その他経費計	1,831,000	
事業費計		4,136,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	582,000	
旅費交通費	30,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	

その他経費計	612,000		
管理費計		612,000	
経常費用計			4,748,000
当期経常増減額			1,782,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,782,000
前期繰越正味財産額			1,666,000
次期繰越正味財産額			3,448,000